

「あいちの玄関等の花空間の創出事業」委託業務仕様書

1 目的

花の生産日本一を誇る「花の王国あいち」を広く県民にPRするとともに、暮らしの中に本県の花を取り入れてもらう機運を醸成するため、本県の玄関口である名古屋駅周辺や県庁本庁舎周辺に本県産花きで装飾する花壇を設置する。

2 概要

県庁本庁舎周辺及び名古屋駅前中央花壇を愛知県産花きで装飾する。

(1) 実施時期

契約締結日（平成28年10月上旬予定）から平成29年3月31日（金）まで

(2) 実施場所

ア 県庁本庁舎の正面周辺

イ 名古屋駅前中央花壇内の「あいちおもてなし花壇」

3 業務の内容

(1) 県庁本庁舎の花き装飾

ア 期間 契約締結日（平成28年10月上旬予定）から
平成29年3月31日（金）まで

イ 場所 県庁本庁舎の正面周辺

ウ 内容

(ア) 本庁舎正面花壇設置 15 m²：5 m×3 m（銘板を含む）

(イ) 正面花壇の南北花壇設置 88 m²（植栽部分：40 m²）

南花壇 44 m²：14.5 m×3 m（植栽部分：15 m²）

北花壇 44 m²：14.5 m×3 m（植栽部分：25 m²）

(ウ) 本庁舎玄関付近 大型プランター設置（3 m×1 m程度） 2基程度
大型丸鉢設置（直径120cm程度） 2鉢程度

(エ) 本庁舎玄関の屋内特別展示設置 4 m²：2 m×2 m

エ その他

○（ア）には灌水装置、（ウ）には花の王国あいちシンボルマーク入りの看板（大きさ30cm四方程度）を設置すること。

○花壇のデザイン製作及び月2回以上のメンテナンスを行うこととし、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること。

○（ア）と（ウ）は期間中に植え替えを3回実施すること（初回は10月13日までに設置）。

また、（イ）は12月までに定植を行うこと。

○（エ）は期間中にデザイン製作及び展示を5回実施すること（初回は10月13日までに設置）。

(2) 名古屋駅前中央花壇の花き装飾

ア 期間 契約締結日（平成28年10月上旬予定）から
平成29年3月31日（金）まで

イ 場所 名古屋駅前中央花壇内の「あいちおもてなし花壇」

ウ 内容等 あいちおもてなし花壇設置 45 m²

- あいちおもてなし花壇内に直径約 40cm のデザインコンテナを4基程度設置すること。
- 花壇のデザイン製作及び月2回以上のメンテナンスを行うこととし、病気等により欠株が生じた場合、当初植えられた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること。
- 期間中に植え替えを3回以上実施すること。
- 設置が可能な場所に花の王国あいちシンボルマーク入り看板（高さ約 30cm 横約 60cm）を設置すること。

(3) 使用する花材

(1) 及び (2) で使用する花材は、原則として愛知県産のものを使用すること。

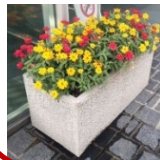
【参考】 県庁本庁舎の花き装飾

鉢の大型化 2カ所



直径約 120 cm の
大型丸鉢を設置

大型プランターの設置 2カ所



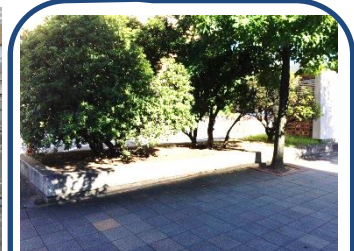
銘板花壇の両側に
大型プランターを設置
(3 m × 1 m 程度)



正面花壇北側

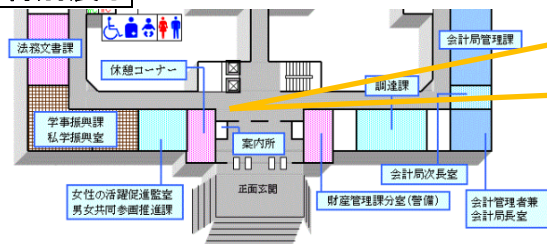


本庁舎正面花壇



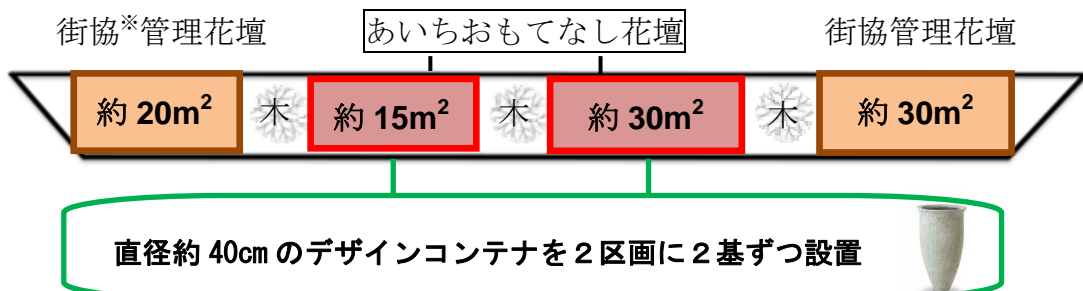
正面花壇南側

屋内特別展示



5回の屋内展示を実施

【参考】 名古屋駅前中央花壇の花き装飾



※名古屋駅地区に事務所を有する企業 108 法人が組織する「名古屋駅地区街づくり協議会」

4 委託業務の対象経費等

委託業務の対象経費は、業務の実施に直接必要となる次のとおりとする。

経費項目	備考
花材費	原則として、愛知県産を使用すること
企画費	デザイン料
肥料農薬費	
鉢などの容器費	プランター、丸鉢、コンテナなどの容器
その他資材費	用土等
人件費	植え替え、屋内展示等
管理費	メンテナンス
旅費	メンテナンス
運搬費	花材や資材の運搬に係わる経費

5 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数等

委託業務終了後、速やかに委託業務実績報告書を提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き）正副各2部

イ 委託業務実績報告書を電子データ化したCD-R 1式

※写真はカラー印刷とする

(2) 提出先

愛知県農林水産部園芸農産課花きグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

5,021,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（平成28年10月上旬予定）から平成29年3月31日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 その他

(1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。

(2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

(3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。